

# 平成26年度第5回函館市生活交通協議会（書面協議会）

## 議題概要

### 議題（1） 協議会設置要綱の改正について

#### ○概要

資料－１のとおり

- ・ 本協議会が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会であることを本要綱に明記する。
- ・ 本協議会が道路運送法に基づく「地域公共交通会議」であることを本要綱に明記する。
- ・ 旅客鉄道事業者を本協議会の構成委員に加える。

### 議題（2） 地域公共交通確保維持改善事業事業評価について

#### ○概要

資料－２のとおり

- ・ 本協議会では、地域公共交通確保維持改善事業に基づく、生活交通ネットワーク計画を策定するため、補助金の交付申請を平成26年4月に行った。
- ・ 補助金の申請先である国土交通省より、補助金活用事業の実施状況の確認と自己評価を協議会が行い、結果を平成27年1月末までに提出するよう連絡があった。
- ・ 資料－２の事業評価（案）に委員各位の意見を反映し、1月末までに提出したい。

※「地域公共交通確保維持改善事業」とは

地域の活性化などの成長戦略を踏まえ、多様な関係者と連携して地域公共交通の確保や維持を図り、地域公共交通の改善に向けた取り組みを国が支援する事業

### 議題(3) 平成25年度決算について

#### ○概要

資料－3のとおり

##### 【歳入について】

- ・ 決算額 5,996,160 円は実際に交付された国庫補助金額。

##### 【歳出について】

- ・ 需用費の決算額 3,810 円については、協議会開催に伴う事務経費。
- ・ 委託料の決算額 5,992,350 円については、実際に(株)ドーコンと契約を結んだ金額。

### 議題(4) 平成26年度補正予算について

#### ○概要

資料－4のとおり

##### 【歳入について】

- ・ 補助金について、当初予算額 4,320,000 円での国庫補助申請に対し、3,000,000 円の交付決定がなされたため減額する。
- ・ 負担金について、地域公共交通第二次調査委託料と国庫補助金の差額に見合う額を、函館市から負担金として増額する。

##### 【歳出について】

- ・ 需用費について、協議会開催に伴う事務経費を増額する。
- ・ 委託料について、当初予算額と実際に(株)ドーコンと契約を結んだ金額との差額を減額する。

## 函館市生活交通協議会設置要綱の改正について

函館市生活交通協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

### 1 要綱改正の理由

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正（平成26年11月施行）に伴い、今後、当該協議会において、地域公共交通網形成計画の策定および実施に関する協議や地域公共交通確保維持改善事業の活用を予定しており、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会であることを位置付けるとともに、旅客鉄道事業者を構成委員として加えるほか、国土交通省の指摘により、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」であることを位置付けることが求められていることから、当該協議会要綱を改正する必要があるため。

### 2 要綱改正の内容

第1条（目的）に、本協議会を道路運送法および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき設置する旨、明記する。

第2条（協議事項）に、道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項ならびに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項を追加する。

第3条（組織）の構成委員に旅客鉄道事業者を追加する。

#### □函館市生活交通協議会設置要綱（関係分抜粋）

改正案	現 行
<p>（目 的） 第1条 函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）は、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく協議ならびに函館市内における生活交通の確保方策等について検討するため設置する。</u></p> <p>（協議事項） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p>	<p>（目 的） 第1条 函館市内におけるバス生活路線の確保方策等について検討するため、函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p>

<p>(1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実に関すること</p> <p>(2) 公共交通の走行環境整備に関すること</p> <p>(3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること</p> <p>(4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p><u>(5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様および運賃・料金等に関する事項</u></p> <p><u>(6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律59号)の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項</u></p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</p> <p>(4) 住民または利用者の代表</p> <p>(5) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員</p> <p>(6) 渡島総合振興局長の指名する職員</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>(8) 交通管理者</p> <p><u>(9) 旅客鉄道事業者</u></p> <p><u>(10) 函館市長の指名する職員</u></p> <p><u>(11) 函館市企業局交通部長またはその指名する職員</u></p> <p><u>(12) 公募による者</u></p> <p><u>(13) その他市長が特に必要と認める者</u></p>	<p>(1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実に関すること</p> <p>(2) 公共交通の走行環境整備に関すること</p> <p>(3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること</p> <p>(4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</p> <p>(4) 住民または利用者の代表</p> <p>(5) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員</p> <p>(6) 渡島総合振興局長の指名する職員</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>(8) 交通管理者</p> <p>(9) 函館市長の指名する職員</p> <p>(10) 函館市企業局交通部長またはその指名する職員</p> <p>(11) 公募による者</p> <p>(12) その他市長が特に必要と認める者</p>
--	---

### 3 就任依頼先および委員候補者（予定）

【旅客鉄道事業者】北海道旅客鉄道株式会社函館支社

(改正案全文)

#### 函館市生活交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく協議ならびに函館市内における生活交通の確保方策等について検討するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実に関すること
- (2) 公共交通の走行環境整備に関すること
- (3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること
- (4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 住民または利用者の代表
- (5) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (6) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 旅客鉄道事業者
- (10) 函館市長の指名する職員
- (11) 函館市企業局交通部長またはその指名する職員
- (12) 公募による者
- (13) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の互選により定める。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 交通事業関係者

(3) 関係行政機関職員

(4) その他市長が必要と認める者

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 函館市生活交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第10条 函館市生活交通協議会が解散した場合には、函館市生活交通協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成13年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正に伴い新たに選任される委員の任期については、第4条第1項ただし書きの規定を準用し、平成21年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通調査事業等)(案)

平成27年 月 日

協議会名:函館市生活交通協議会

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針
<p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再編路線の導入に向けた現状把握と関連施策の整理</li> <li>・路線再編等による影響把握のための需要予測の実施</li> <li>・公共交通ネットワーク構築のための導入計画案の策定</li> </ul> <p><b>【結果概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度策定した「地域公共交通総合連携計画」を基に、新たな路線の経路や運行頻度から、各路線区間利用者数、拠点での乗り継ぎ利用者数を算出し、複数の乗継パターンによるケーススタディーを実施した。</li> <li>・乗継施設の設置場所について、資料収集や現地調査などを行い、検討した。</li> <li>・今後の協議会での検討を経て、平成26年度中にNW計画としてとりまとめる。</li> </ul>	<p>A 計画どおり事業は適切に実施された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築を目標に、3つの路線再編案を作成し、それぞれ営業キロ数、利用者数、乗換割合などを算出し、利便性の高さや効率の良さを比較して最適な再編案を選定する。</li> <li>・乗継施設の設置方法や仕様について検討を行う。</li> <li>・整備手法や事業化に向けた課題の整理を行い、各種施策の導入スケジュールを策定するなど、実現化プロセスの検討を行う。</li> </ul> <p>なお、平成27年度は、「地域公共交通再編実施計画」を策定するため、地域公共交通確保維持事業(地域公共交通再編調査事業)の活用を見込んでいる。</p>

## 【各評価項目の評価基準】

## ②事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。



## 平成 25 年度決算書

(地域公共交通調査事業関係分)

## 歳 入

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
補助金	6,000,000	5,996,160	△3,840	国庫補助金(地域公共交通 確保維持改善事業費補助金)
合 計	6,000,000	5,996,160	△3,840	

## 歳 出

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
需用費	16,000	3,810	△12,190	協議会関係経費
委託料	5,984,000	5,992,350	8,350	地域公共交通調査 事業委託費
合 計	6,000,000	5,996,160	△3,840	

## 歳 入 - 歳 出

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
合 計	0	0	0	

# 監 査 報 告 書

函館市生活交通協議会の平成25年度収支決算につきまして、関係帳簿、その他の書類を監査致しましたところ、いずれも適正かつ正確でありましたことを認めます。

平成27年1月15日

監事

奥 辛 理 

監事

鷓 飼 光 裕 

## 平成 26 年度補正予算案

(地域公共交通第二次調査事業関係分)

## 歳 入

(単位:円)

科 目	当初予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	説 明
補助金	4,320,000	△1,320,000	3,000,000	国庫補助金(地域公共交通 確保維持改善事業費補助金)
負担金	0	1,000,000	1,000,000	函館市負担金
合 計	4,320,000	△320,000	4,000,000	

## 歳 出

(単位:円)

科 目	当初予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	説 明
需用費	0	31,000	31,000	協議会関係経費
委託料	4,320,000	△351,000	3,969,000	地域公共交通第二次 調査事業委託費
合 計	4,320,000	△320,000	4,000,000	